

早稲田大学大学院法学研究科

2019年5月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

「日本における履行期前拒絶法理の意義と課題についての一考察
—英国法との比較を通じて」

申請者氏名 内田 暁

主査 早稲田大学教授		三枝健治（民法）
副査 北海道大学名誉教授	法学博士（論文） 東京大学	瀬川信久（民法）
副査 早稲田大学教授	博士（法学） 早稲田大学	後藤卷則（民法）
副査 早稲田大学教授	博士（法学） 東京大学	中村民雄（英米法）

内田暁氏博士学位申請論文審査報告書

帝京大学法学部助教・内田暁氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2019年2月4日、その論文「日本における履行期前拒絶法理の意義と課題についての一考察－英国法との比較を通じて」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2019年5月25日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一 本論文の目的と構成

(1) 目的

本論文は、平成29年の債権法改正により新たに明文化されるに至った「履行期前拒絶法理」について、母法である英法を参照しながら、その意義と課題を明らかにすることを目的とするものである。

履行期前に債務者が履行を拒絶しても、本来、履行期を待って債務不履行と扱い、その責任を認めれば足りるはずである。しかし、改正民法は、債権者の早期救済のため、履行期前の履行拒絶が契約の解除権及び履行に代わる損害賠償請求の原因となりうることを明文化した(415条2項2号、542条1項2号)。ただ、履行期前拒絶法理の明文化に対し、実務家から慎重な姿勢が改正過程において相次ぎ、必ずしもそれが解消されないまま、最終的に明文化されるに至ったことから、同法理の今後の活用可能性は、その意義と課題の明確化にかかっていると理解される。本論文がこのテーマに取り組むのは、まさにそのような問題関心に基づく。

(2) 構成

本論文は、全体として、序論と第1章～第4章の計5部で構成される。すなわち、まず序論で問題意識が示された後、第1章で我が国の債権法改正過程における議論を整理しつつ、履行期前拒絶法理に対する消極的見解が実務上根強い理由が何か分析される。次いで、履行期前拒絶法理を導入した英法の議論を参考にすべく、第2章で同法理を承認した1853年の *Hochster v. De La Tour* (ホーチスタ対デラトゥーア) 事件までの判例の積み重ねが概観されるとともに、第3章で同判決後の判例の展開が跡づけられた後、最後に、第4章で我が国への示唆が結論として示される。

二 本論文の内容

(1) 第1章～第4章の計5部の内容は、それぞれ以下の通り要約される。

(2) まず「序論」において、履行期前拒絶が明文化された改正債権法の下で検討されるべき問題は、①既存の法理で対処不可能な点、逆に言うと、同法理を新たに規定した意義の同定と、②新たな法理として同法理を導入することに伴う解釈論上の課題の解明にあると指摘される。

本論文によると、そもそも履行期前の履行拒絶を直接の争点とする裁判例は我が国では実際には少なく、それに相当する事案が履行不能はじめ、既存の法的枠組みで対処されてきたものと推測されるとし、債権法改正の過程で、履行期前拒絶法理の明文化に肯定的な見解が学説上有力であったにもかかわらず、これに否定的な見解が実務家から繰り返し主

張されたのは、そのような既存の法的枠組みに加えて同法理を明文化する必要性が理解されず、かえってその弊害が懸念されたからであると分析される。そのうえで、改正法に明文化された同法理を今後、有意なものとして活用するには、上記①と上記②の解明が不可欠であると指摘する。そして本論文は、上記①②に取り組むことを具体的な目標とし、そのために、我が国に先行して同法理を確立した英法の検討が有用であると説く。

(3) 次いで「第1章」において、上記①②を解明するにあたり、債権法改正の過程で「履行期前拒絶法理」の明文化の是非をどのような議論が展開されたのか、また、どのような懸念が表明されたのか、詳細に検証される。

改正民法は、最終的に改正民法415条2項2号により填補賠償との関係で、また、同542条1項2号において解除との関係で、「債務者がその債務の・・・履行を拒絶する意思を明確に表示した」場合を債務不履行と認める旨それぞれ定め、履行期の前後を問わない形で履行拒絶の規律を用意した。当初は、専ら履行期前の履行拒絶を規律することが目指されたが、しかし、いわば履行期の前と後を統合する形で規律される結果に終わったのは、履行拒絶があれば確定的に履行が見込めない以上、履行に代わる損害賠償を認めるうえで履行拒絶が履行期前にされたか履行期後にされたかに違いは生じないし、また、契約の解除に先立って催告する意味がないことも、その前後で変わりはないと説かれたことによる。

このような履行期前と履行期後の履行拒絶に関する規律の統合について、本論文は、法文の表現だけ見れば、履行期前拒絶法理が否定されたかのような印象を与えかねないとして批判的である。ただ、改正過程の議論を踏まえると、履行期前の履行拒絶が履行期後の履行拒絶とともに規律された事実は否定できないと明言したうえで、問題として次の2つを挙げる。第1に、履行期後の履行拒絶において、履行期が徒過すれば債務不履行であることは自明なので、催告要件が必要となるか否か問われるにすぎないのに対し、履行期前の履行拒絶において、履行期は到来しておらず、それ自体債務不履行と言えるか問われることになり、両者は本来性質が異なるのに、これを統合して規律することは、理論的に妥当でないこと、第2に、改正の過程で特に実務家から繰り返し明文化の必要性が疑問視されてきたことに対し、履行期前拒絶法理がどのような場面で必要とされるのか、仮に必要とされるのであれば、従前はどのような法的枠組みにより対処されてきたのか、また、新たに同法理が明文化されたことでどのような解釈上の課題が生じるのかについて、検討が十分深められていないこと、以上の2点である。このうち、第2点目は、明文化された後もなお考察が続けられるべき問題であり、それが本論文の目的であると再確認される。

(4) 以上を踏まえ、英法の議論にその検討の手がかりを求めたのが「第2章」と「第3章」である。前者は、英法において履行期前拒絶法理を認めた1853年のHochster事件までの経緯、後者は同事件後の判例の展開をそれぞれ概観する。

「第2章」において、英法の議論を分析するに先立ち、まず英法における履行期前拒絶法理の位置づけ、要件、効果が簡潔にまとめられ、履行期前の履行拒絶は、履行期前の履行不能とともに、履行期前の契約違反を構成すること、履行期前拒絶法理の要件として、表明される履行拒絶の意思は明白かつ絶対的なものであることが必要となること、さらに、その効果として、被拒絶者には、契約を維持するか、契約違反として直ちに契約を解除して損害賠償を拒絶者に対して請求するかの選択権が与えられることが確認される。

次いで、そのような履行期前拒絶法理が Hochster 事件により承認されるに至った背景を探るため、それ以前はどのような法的枠組みでこの種の事案が対処されてきたのか、また、Hochster 事件は従前の法的枠組みにどのような変化をもたらそうとしたものか分析される。それによると、Hochster 事件以前は、履行期前の履行拒絶はそれ自体として契約違反を構成しないとされつつ、次の3つの法的枠組みにより、履行期前を待たずに損害賠償や既になされた履行の対価を請求することが認められる場合があるとされていた。すなわち、第1に、(a)当事者双方が義務を負う場合に、一方当事者が自らの負担する義務を自ら履行不能としたときは、他方当事者は履行期を待たずに損害賠償を請求することができるとの「自招的履行不能の法理」、第2に、(b)当事者双方が義務を負う場合に、一方当事者が、履行の受領を拒絶することも含め、他方当事者の履行行為を妨害したときは、他方当事者は自らの義務を履行することなく損害賠償を請求することができるとの「履行妨害の法理」、第3に、(c)当事者が合意に基づいて契約を解消した場合に、他方当事者に履行した物や役務の価額相当の支払を求めることができるとの「準契約の法理」、以上の3つである。

こうした状況にあつて、Hochster 事件は、将来の旅行案内を依頼された者が、もはや案内は必要なくなったとして報酬の支払を拒絶した依頼者に対し、履行期を待たずに直ちに求めた損害賠償請求を認容し、履行期前の履行拒絶が契約違反になりうるとの判断を初めて下した。その帰責の理論的根拠は、相手方の義務が将来履行されることを妨害してはならないとの黙示的な約束に拒絶者が違反したことに求められたが、それは、(a)の帰責の根拠が自らの義務を将来履行するのに備えなければならないとの黙示的な約束に不能自招者が違反したことに求められたことの転用と評価される。しかし、本件は、報酬の支払を拒絶したに止まり、支払を不能にしたわけでないから、(a)自体は適用されない。

また、(b)は、履行を妨害された者の義務の履行期が到来していることを前提とし、本件の案内予定者のように被拒絶者の義務の履行期が未到来である場合まで射程に含むものではないから、やはりそれによって対処することはできない。さらに、(c)は、契約が解消されていない本件において、そもそも対象外であった。

こうして当時存在していた(a)～(c)のいずれの法的枠組みでも本件が十分解決し得ないことが、Hochster 事件において履行期前拒絶法理が認められた背景にあると本論文は看破する。ここに英法において履行期前拒絶法理を新たに認める意義が存在していたことが明らかになったわけである。もっとも、Hochster 事件は、履行期前拒絶法理を否定した従前の先例との関係を明確に説明できておらず、それにもかかわらず同法理が認められたのは、履行期前の履行拒絶において、履行される見込みがないのに履行期まで待つて初めて損害賠償請求が可能になるというのでは被拒絶者にとって無意味であるし、また、拒絶者にとっても賠償額が増えかねず、誰の利益にもならないとの経済合理主義的な考えが担当裁判官にあったからであると本論文は結論づけている。

(5)「第3章」において、Hochster 事件以降の英国における履行期前拒絶法理の展開が分析される。これによると、Hochster 事件により、履行期前の履行拒絶に直面した被拒絶者には、そのまま契約を維持するか、直ちに契約を解除して損害賠償を請求するかの選択権が与えられるとの「選択理論」が確立したとされる。

この選択理論は、1880年代に形成された当初は、履行期前の履行拒絶を拒絶者による契

約解除の申込みと捉え、これを被拒絶者が承諾することで、それ自体は契約違反を構成しない履行期前の履行拒絶を契約違反に転化することが選択されるものと説明された。しかし、1960年代以降の判例・学説では、履行期前の履行拒絶は、それ自体が契約違反と構成され、被拒絶者は、契約を直ちに解除して損害賠償を請求するか、契約を維持するか「選択」するものでしかないと捉え直されるに至っている。

そのうえで、1960年代以降、契約の維持か、契約の解除かが果たして被拒絶者の自由な選択に本当に委ねられるのが問題とれさる。というのも、Hochster 事件において履行期前拒絶法理が認められたのは、前述したような担当裁判官の経済合理主義的な考えにその理由があるとすれば、発生する損害を軽減する経済合理性に鑑みれば、被拒絶者は、履行期前の履行拒絶があれば直ちに契約を解除することを選択することができるというより、むしろそう選択しなければならぬと判断される場合もありうるからである。

この点について、White & Carter v. McGregor (ホワイト&カーター対マクレガー) 事件は、正当な利益がないと証明されない限り、被拒絶者が契約の維持を選択することは認められると定式化した。そして、本論文によれば、そこに言う「正当な利益」があるか否かを判断したその後の裁判例の結果を全体として見れば、正当な利益がないとの判断は、契約の拘束力と経済合理性の衡量の中で謙抑的に行われ、著しく不合理でない限り、被拒絶者の選択の自由が認められており、履行期前の履行拒絶後、直ちに契約を解除することを選択しなければならぬと判断されるのは、極めて例外的であるのが実情であると結論づけられている。

(6) 以上の考察を踏まえ、最後に「第4章」において、本論文が取り組む上述の①②の二つの問題に対する解答が試みられる。

まず①、すなわち、履行期前の履行拒絶が既存の法的枠組みにより対処されてきた中、我が国において履行期前拒絶法理を新たに明文化することの意義がどこにあるかについては、英法の議論が参考になるとする。それによると、Hochster 事件以前の英法と同様、我が国でも、(a)「自招的履行不能の法理」に相当する履行不能、(b)「履行妨害の法理」に相当する受領遅滞、(c)「準契約の法理」に相当する不当利得又は事務管理があるし、さらに(d)請負や委任等の役務提供契約における任意解除権とそれに伴う損害賠償がそれぞれの事件を処理するうえで機能すると想定される。しかし、(a)～(d)は、履行期前の履行拒絶に対処するのに必ずしも十分でなく、それを補うことが可能となる点に履行期前拒絶法理の明文化の実践的意義があると結論づけられる。具体的には、第1に、実際に我が国の裁判例で、履行期前の履行拒絶は(a)履行不能との位置づけが与えられることがあるが、単なる履行拒絶を履行不能に包摂するには無理が生じうるし、また、履行が拒絶される債務が金銭債務の場合、そもそも履行不能になりえないとの不都合がある。第2に、(b)受領遅滞も弁済の提供があった場合を前提とするもので、弁済の提供前に予め将来の弁済の受領が拒絶された場合まで対象としていないため、履行期の到来を待ってその責任追及が可能となるにすぎず、履行期前の履行拒絶に対処するには不十分である。第3に、(c)不当利得又は事務管理は、損害賠償まで認めるものではなく、やはり十分とは言えない。第四に、(d)任意解除権とそれに伴う損害賠償も、一定の契約類型に限られた話で、全てをこれに還元することができるわけではない。こうして本論文は、既存の(a)～(d)では抜け落ちてしまう部分を規律することができることに履行期前拒絶法理を明文化する意義があるとし、そ

こに同法理の活用可能性が認められると結論づける。

次いで②、すなわち、新たな法理として履行期前拒絶法理を導入することにより、どのような解釈論上の課題が生じるかについても、英法での議論が参考になるとする。それによると、英法では Hochster 事件以後、履行期前の履行拒絶において、被拒絶者には契約を維持するか、直ちに契約を解除して損害賠償を請求するかの選択権が与えられるとの選択理論が確立したが、その選択が被拒絶者の判断に自由に委ねられるべきものが議論となった。この問題を扱った White & Carter 事件は、一方で契約の拘束力、他方で損害軽減の経済合理性を考慮し、結論として、正当な利益がないと証明されない限り、被拒絶者が契約の維持を選択することは認められると定式化した。その後の裁判例で、正当な利益を否定して被拒絶者に契約の早期解除の選択を義務づけ、損害軽減を課したケースは例外的であり、それは日本においても当てはまると結論づけられている。

三 本論文の評価

(1) 履行期前拒絶の問題については、本論文も述べるように重要な先行研究がある。ただ、先行研究は、日本民法における履行期前拒絶法理の根拠づけを中心に検討しているのに対し、本論文は、改正債権法が履行期前拒絶を規定したことを踏まえ、履行期前拒絶法理の根拠づけよりも、その具体的な規範内容を詳細に検討する。そこに、本論文の大きな意義がある。このことは特に次の (ア) (イ) の2点にみることができる。

(ア) 履行期前拒絶法理に関する先行研究には、英法よりも米法を中心に検討するものや、英法とともに米法、独法、さらに国際統一売買法について検討するものがある。しかし、そのいずれも英国の判決は数件あるいは十数件の検討にとどまる。これに対し、本論文は具体的な規範内容を明らかにするために、考察対象を英法に絞ったうえ、76の判決例を取り上げ、その事実関係と裁判官の議論を丹念に検討する。そこでは、英法を承継して独自に展開した米法の観点を横に措いて、英法におけるこの法理の意義をその生成過程の元々の複雑さの中で捉え直し、次の①～⑤をはじめ、多くの貴重な指摘をしている。

すなわち、まず履行期前拒絶法理が形成される Hochster 事件までの過程について、①「履行期が到来する前には訴訟を提起できない」という厳格な訴訟方式の下で、条件をめぐる判例理論から出発したこと、②自招的履行不能法理を黙示的な義務違反として再構成したこと（裁判官の契約解釈権限の拡大）、③履行妨害の法理から擬制的役務提供の法理が派生し、履行期前拒絶法理に至る過程には、当時の裁判官が共有していた「当事者双方にとっての経済的な合理性」という「当時生起しつつあった合理主義的発想」があったことのそれぞれを指摘し、履行期前拒絶法理の形成が英国契約法の形式主義の漸進的な後退であったことを明らかにする。他方で、履行期前拒絶法理の確立後についても、④「拒絶者の拒絶と被拒絶者の承諾」を「申込みと承諾」によって説明する選択理論から、「承諾」を「解除」と同視する学説への変化を描き出してそれを「『解除』一般の問題への還元」と評価し、大陸法の解除制度が当事者の合意に基づく約定解除から法律に基づく法定解除へ進展したことと対応関係にあることを示唆する。また、⑤「正当な利益」の基準によって契約維持の権利を制限する判例に批判があることを紹介し、「正当な利益」とは、契約維持によって被拒絶者が得る利益よりも拒絶者が被る損失が大きいというだけでなく、「契約維持が正道を踏み外し」ている場合を言うものと考えられていると英法の現状を要約し、

損害軽減義務に慎重な英法が、米法における「法と経済学」とは異なる思考枠組みによっていることを指摘する。

(イ) 以上の(ア)英法の判例と学説の丹念な検討は、大きな資料的価値を有するが、本論文は、これにとどまらず、その検討をベースに、履行期前拒絶法理をわが国に導入する意義と、導入によって生ずる問題を分析する。前者について、本論文は、日本民法において履行期前拒絶法理と同等の機能をこれまで果たしていたものとして、履行不能(415条、新542条)、受領遅滞(413条)、受領拒絶の場合の弁済提供(493条)、合意解除後の原状回復や不当利得返還請求(703条以下)、注文者、委任者・受任者の任意解除権とそれに伴う損害賠償請求権(641条、651条)等を挙げ、それらと英法における履行期前拒絶法理との関係を詳細に検討する。同様の検討は先行研究も部分的に行っているが、この作業を全面的に行うことによって、履行期前拒絶法理が日本法において占めうる位置を具体的に示しており、ここに本論文の大きな学問的貢献が認められる、後者についても、債権法改正前は、履行期前拒絶法理の明文化を実現することに関心があったため、同法理を承認した後には生じうる課題に十分な関心が払われていなかったところ、本論文はその不足を補ったものと高く評価される。

(2) もっとも、以上のように英法を詳細に紹介・分析している本論文にも問題がないわけではない。

第1に、論者は、英法の内在的な理解に努めるが、しかし、比較法研究を行うに際して、日本法の実定法研究者として、より一層の配慮があれば望ましかったと考えられるところもある。とりわけ「準契約」という英法上の類型は、契約関係ではない多様な債務関係において損害賠償という救済方法で解決するためにコモン・ロー上の「契約」の訴訟方式(form of action)を準用した便法的類型であり、コモン・ローとエクイティの裁判所が併存し、かつコモン・ローの裁判所での手続は既存の訴訟方式によらねば受理されなかったという19世紀英法に特有の事情から生まれたものであった。したがって、このような法の類型概念は、それが救済しようとしている法律関係の実質を見極め、日本法上のどの法律関係に機能的に対応するのかを考察する必要があったにもかかわらず、本論文は特段の留保を付けず、直ちにこれを不当利得・事務管理に相応するものと評価のうえ考察している。他国と日本との実定法を比較するうえで、法概念それ自体にとどまらず、その体系上の位置づけや歴史的背景も比較において考慮に入れるべきものである。

第2に、第1の点にもかかわるが、論者は、我が国の問題を解決するために、英法の議論を詳細に分析するが、そうであれば、英法の概念が我が国の体系上どのような位置づけを持つか、より一層関心を払う必要があったように思われる。本論文において、英法の履行期前拒絶法理と日本の履行不能等の代替諸法理との比較が機能的分析にとどまり、改正民法下の履行期前拒絶法理をこれらの代替的諸法理で対処することのできない問題を規律するものと位置づけるのみで、日本の代替的諸法理で用いられる概念が英法にないか、ないとなればそれは何故かまでは検討していない。上記(ア)の判例分析に遡ると、本論文が履行期前拒絶法理の代替的機能を持つと考える履行不能をはじめとする諸法理は、仏法、独法において19世紀を通して整備されたものである。このうち、履行不能について、仏法・独法では、賠償責任よりも契約解除という効果を念頭に置いて不能概念が形成されたが、英米法では契約からの解放という効果は黙示の契約条件の解釈を介した免責条項の一般化

によって導かれ、このため不能概念は英法では独自の位置を占めていないとの違いがある。他方、解除については、19世紀半ばまで仏法（民法典）でも独法（普通法）でも解除条件による約定解除しかなかったところ、双務契約を中心に解除条件の合意がない場合でも裁判官がその合意を広く認定することを経て、法定解除を考えるようになったとされ、上に述べた英法の選択理論の解除構成への展開と類似した動きが見られた。仮にこうした独仏法との比較にまで進めていけば、19世紀半ばから20世紀における英仏独の各国契約法の基礎概念の歴史的展開について異同を明らかにしたうえで、その全体像の中で体系的な違いに留意しながら日本法の位置を見定め、履行期前拒絶と履行不能や受領遅滞等の代替的諸法理との理論的な関係を示すこともできたと思われる。ただ、これは仏語、独語の能力を要する作業であり、本研究が英法研究の深さの上に先行研究の幅広さを獲得することは今後の課題というべきであろう。

本論文は、以上のような課題をなお残すが、履行期前拒絶の問題について新たな議論の展開の可能性を開くものとして高く評価することができる。

四 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2019年5月25日

審査員

主査 早稲田大学教授

三枝健治（民法）

副査 北海道大学名誉教授 法学博士（論文）東京大学 瀬川信久（民法）

副査 早稲田大学教授 博士（法学）早稲田大学 後藤卷則（民法）

副査 早稲田大学教授 博士（法学）東京大学 中村民雄（英米法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

箇所	誤	正
7 頁 4 行目	事案をすくっているいる	事案をすくっている
9 頁 16 行目	履行不能、履行遅滞・拒絶	履行不能、受領遅滞・拒絶
14 頁脚注 18	松本恒夫	松本恒雄
42 頁 2 行目	しかしながら。	しかしながら、
46 頁脚注 128	<i>Breach, Termination and Breach</i>	<i>Breach, Termination and Remedies</i>
47 頁 16 行目	②③は履行期前の契約違反	①②は履行期前の契約違反
47 頁 26 行目	Universal Cargo Carriers Corp	Universal Cargo Carriers Corp
47 頁脚注 133	Treitel on the Law of Contract	<i>Treitel: The Law of Contract</i>
47 頁脚注 133	Contractual Duties: Performance, Breach, Termination and Breach	<i>Contractual Duties: Performance, Breach, Termination and Remedies</i>
47 頁脚注 133	<i>Anson's Law of Breach</i>	<i>Anson's Law of Contract</i>
46 頁脚注 127	<i>Treitel on the Law of Contract</i>	<i>Treitel: The Law of Contract</i>
48 頁脚注 135	Treitel (n 127)	<i>Treitel: The Law of Contract</i> (n 127)
54 頁下から 12 行目	停止条件 condiiton precedent	停止条件 condition precedent
62 頁 11 行目	後の体系書や体系書等において	後の教科書や体系書等において
62 頁脚注 190	J. Beatson et al., <i>Anson's Law of Contract</i> (Oxford University Press, 30th ed., 2016)	<i>Anson's Law of Contract</i> (n 131)
64 頁脚注 195、5 行目	差止	阻止（抑止）
66 頁 8 行目	被告の父親 R に土地の遺贈を受けた	被告の父親 R から土地の遺贈を受けた
71 頁 7 行目	神の御業	不可抗力
79 頁 8 行目	契約が解消されていることが必要	契約が解消されていることが必要
80 頁本文下から 14 行目	前項においてみた	前款においてみた
80 頁本文下から 10 行目	次章において改めて	本章 6. において改めて
82 頁脚注 244	2 El. & Bl. 680	2 El. & Bl. 678
84 頁脚注 245	Hochster v. De La Tour (1853) 2 E. & B. 680	Hochster v. De La Tour (1853) 2 El. & Bl. 678
84 頁脚注 248	Hochster v. De La Tour (n 224)	Hochster v. De La Tour (n 244)
87 頁 7 行目	招来なされるべき	将来なされるべき
89 頁脚注 262、5 行目	原告の損害倍種を算定する際の	原告の損害賠償を算定する際の
91 頁 13 行目	確立した法である旨を主張した	確立した法である旨を主張した。

92 頁本文下から 10 行目	損害の軽の軽減を図った上で	損害の軽減を図った上で
92 頁脚注 269 下から 3 行目	問題に対する解決先として	問題に対する解決策として
92 頁脚注 269 下から 1 行目	Q. Liu (n 239)	Liu (n 240)
92 頁脚注 272	Q. Liu (n 239)	Liu (n 240)
93 頁脚注 276	Q. Liu (n 239)	Liu (n 240)
96 頁脚注 284	Q. Liu (n 239)	Liu (n 240)
97 頁脚注 285	本文よって引用した	本文よって引用した
102 頁本文 4-5 行目	対象となり難かった	対象となり難かった
102 頁脚注 295、6 行目	思われる。/しかし、	思われる。しかし、
102 頁脚注 295、7 行目	アメリカ方	アメリカ法
102 頁脚注 295、8 行目	アメリカ方	アメリカ法
103 頁本文下から 10 行目	導入す我が国において	導入する我が国において
104 頁下から 12 行目	可能にするのである。/他方で、	可能にするのである。他方で、
105 頁 15 行目	軽減されるためである。/本件に	軽減されるためである。本件に
106 頁 7 行目	前節でみたように	前款でみたように
106 頁 10 行目	本節では、	本款では、
107 頁下から 8 行目	連続日数	荷役継続期間
107 頁脚注 309	Avery (n 304)	Avery (n 305)
108 頁 1 行目	契約を拒絶する者	契約を拒絶するもの
109 頁脚注 311	Reid (n 305)	Reid (n 306)
110 頁脚注 314、3 行目	Barrick (n 306)	Barrick (n 307)
112 頁 4 行目	他方当事者しては	他方当事者としては
112 頁 8 行目	どちらの道を進むのか選ばなくては	どちらの道を進むのか選ばなくては
114 頁脚注 328	Liu (n 239)	Liu (n 240)
115 頁脚注 333	Liu (n 239)	Liu (n 240)
116 頁下から 10 行目	本章では	本節では
117 頁脚注 335	Liu (n 239)	Liu (n 240)
117 頁脚注 337	Johnstone (n 319)	Johnstone (n 320)
117 頁脚注 339	Nienaber (n 332)	Nienaber (n 333)
117 頁脚注 340	Liu (n 239)	Liu (n 240)
117 頁脚注 340	Smith (n 337)	Smith (n 338)
119 頁脚注 344	Liu (n 239)	Liu (n 240)
119 頁脚注 347	Liu (n 239)	Liu (n 240)
119 頁脚注 348 下から 5 行目	Liu (n 339)	Liu (n 340)
119 頁脚注 348 下から 3 行目	Liu (n 239)	Liu (n 240)
119-120 頁脚注 348 下から 2 行目	——この点については、本稿第三章においてみる——	——この点については、後掲注 394 においてみる——
120 頁脚注 350	Liu (n 239)	Liu (n 240)

120 頁脚注 350 上から 9 行目	Hasham 事件の概要を紹介した前掲注 (64) を参照	Hasham 事件の概要を紹介した前掲注 (349) を参照
122 頁本文下から 8 行目	本稿第一章 6 節において	本章 2. 6. において
123-124 頁脚注 360	本稿第三章 5. 2. を参照	本稿第二章 5. 2. を参照
124 頁脚注 361	Nienaber (n 332)	Nienaber (n 333)
124 頁脚注 363 下から 1 行目	Liu (n 239)	Liu (n 240)
124 頁脚注 364	Nienaber (n 332)	Nienaber (n 333)
124 頁脚注 365、2 行目	おしましだ	おしまいだ
124 頁脚注 366	Nienaber (n 332)	Nienaber (n 333)
124 頁脚注 367	Nienaber (n 332)	Nienaber (n 333)
124 頁脚注 368	Smith (n 337)	Smith (n 338)
124 頁脚注 368	Carter (n 363)	Carter (n 365)
125 頁脚注 369	Carter (n 363)	Carter (n 365)
125 頁脚注 372 上から 2 行目	16th ed., 2012	17th ed., 2016
126 頁脚注 372	at 680	at 677
127 頁脚注 379	Fischer (n 333)	Fischer (n 334)
127 頁脚注 380 下から 1 行目	(n 353)	(n 355)
128 頁脚注 381 下から 5 行目	Liu (n 239)	Liu (n 240)
128 頁脚注 381 下から 5 行目	<i>Chitty on Contracts</i> (n 376)	<i>Chitty on Contracts</i> (n 378)
128 頁脚注 382	Liu (n 239)	Liu (n 240)
128 頁脚注 383、5 行目	Liu (n 239)	Liu (n 240)
129 頁 6 行目	以上本章では、	以上本節では、
129 頁脚注 384	Liu (n 239)	Liu (n 240)
130 頁脚注 385	Liu (n 239)	Liu (n 240)
130 頁脚注 390、4 行目	<i>Furmston's Law of Contract</i> (n 370)	<i>Furmston's Law of Contract</i> (n 372)
130 頁脚注 390、5 行目	(ibid., at 673)	(ibid., at 669)
131 頁脚注 394、8 行目	Liu (n 239)	Liu (n 240)
138 頁下から 14 行目	次章以降では、	次節以降では、
139 頁下から 12 行目	有効か否かである	有効か否かである
157 頁本文下から 1 行目	certainly	certainty
157 頁本文下から 1 行目	尊厳	神聖さ
157 頁脚注 463	<i>Furmston's Law of Contract</i> (Oxford University Press, 17th ed., 2017)	<i>Furmston's Law of Contract</i> (n 372)
157 頁脚注 465	Liu (n 239)	Liu (n 240)
158 頁脚注 470	Liu (n 239)	Liu (n 240)
158 頁本文下から 4 行目	被違犯者	被違反者
158 頁脚注 471	O' sullivan (n 458)	O' sullivan (n 460)
161 頁 14 行目	②双務の当事者が	②双方の当事者が

165 頁 15 行目	本稿第二章第三節において紹介した	本稿第二章 3. において紹介した
168 頁 2 行目	適切に対処することはでない	適切に対処することはできない
174 頁 16-17 行目	「被拒絶者は契約を維持する正当な利益を有する限りにおいて契約を維持することができる」	「被拒絶者は正当な利益を有しなければ契約を維持することができない」
180 頁 5 行目	定かではない。	削除